

## 自動継続期日指定定期預金抜すい規定

### 1.【自動継続】

- (1)この預金は、証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3)継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

### 2.【証券類の受入れ】

- (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに当店で返却します。

### 3.【預金の解約、書替継続】

- (1)この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2)この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄(通帳の場合は当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により記名押印して、証書または通帳とともに当店に提出してください。
- (3)この預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書または通帳とともに当店に提出してください。
- (4)前 3 項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續を行いません。

### 4.【届出事項の変更、証書の再発行等】

- (1)この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3)この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手續をした後に行います。この場合、再発行手数料を申し受け、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

### 5.【印鑑照合等】

この証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 6.【譲渡、質入れの禁止】

- (1)この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2)当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

### 7.【規定の適用】

この規定に定めのない事項については「預金・積金共通規定」により取扱います。

以上

2020年4月1日現在